

長期安定的な発電事業の実施に向け事業計画

〔千葉県長南町メガソーラー発電所〕

2025年7月30日

株式会社アジアインフォネット

当社は2012年より太陽光発電事業を開始し、2018年8月10日経産省発電事業として認定され、2015年6月より9ヶ所のメガソーラー発電所(AC合計出力14940kW)を建設完了、運転を開始している。当発電所「千葉県長南町メガソーラー発電所」は10年を経ち、問題がなく順調に運転されている。今後持続的に太陽光発電を続け、再生可能エネルギーを供給して行く計画で進める。より効率的に管理を図るため、内部積立計画する。

1. 維持管理の基本的事項

- ① 事業者名:株式会社アジアインフォネット 代表取締役 佐井 強
- ② 施設の設置場所:千葉県長生郡長南町報恩寺字滝之谷219-1、219-2、219-3、218、214、215、217、216、坂本字南谷1664-9、1664-10、1678、1677-1、1679、1676-1、1674-1
- ③ 事業地域面積:13,113㎡
- ④ 発電所出力:1000kW(AC)、(DC出力:1095.99kW)
- ⑤ 運転開始年月日:2015年7月17日

2. 事業維持メンテナンス体制と内容

- ① メンテナンス委託先:富士通ホーム&オフィスサービス株式会社〔旧社名:富士通ファシリティーズ株式会社〕
- ② メンテナンス内容
 - (1) 毎年 保守点検及び維持管理に係る実施計画(点検項目及び実施スケジュールを含む。以下「保守点検・維持管理計画」という。)を策定し、電気事業法に基づき作成、届出した保安規程を踏まえた保守点検・維持管理計画を実施している。
 - (2) 策定した保守点検・維持管理計画に基づき適切に保守点検及び維持管理を実施する体制を構築すること。電気事業法の規定により選任した電気主任技術者を含めた体制を構築している。
 - (3) 発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築している。
 - (4) 保守点検・維持管理計画の策定及び体制の構築に当たっては、経産省エネルギー庁平成29年制定した事業計画策定ガイドラインを参考にし、当該ガイドラインで示す内容と同等又はそれ以上の内容により、安全かつ安定的な発電を長期にわたって行うことができる事業実施体制を構築している。
 - ・保守点検・維持管理計画を事業実施期間にわたって保管する。
 - ・保守点検及び維持管理スケジュール明確化、保守点検及び維持管理人員配置・体制を確立する。
 - ・保守点検及び維持管理の方法と安全対策を講じる。
 - ・保守点検及び維持管理結果の記録方法 等実施している

③ 発電性能の維持に関する取組

下記の保安点検、メンテナンスを徹底している。

- (1) 保守点検・維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること。
- (2) 発電電力量の低下や運転停止の未然防止に積極的に努めること。
- (3) 国や民間団体が作成したガイドラインを参照し、同等又はそれ以上の内容により、着実に保守点検及び維持管理を実施するように努めること。
- (4) 保守点検、維持管理を実施した内容について記録、保管すること。
- (5) 発電電力量を計測し、記録するように努めること。
- (6) 発電性能の維持に関する作業(除草時の除草利用等)を実施するに当たり、地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努めること。
- (7) 発電所には監視システムと監視カメラを設置し、発電設備の運転状況をリアル監視していると同時に、発電所の物理的な被害があるかどうか、周辺への影響があるかどうか随時確認している。

④ 非常時に求められる対処

- (1) 落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電(運転)状況を確認した上で、可能な限り速やかに現地を確認し、設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するように努めること。
- (2) 発電設備に異常が生じた場合、速やかに現場の状況を確認するとともに、電気事業法等の規定に則った適切な措置を講ずること。施設外への影響が及ばないよう適切に対応する。また、電気主任技術者、保守点検・維持管理を行う事業者、施工事業者等の太陽光発電設備及び周辺電気設備に十分な知見がある者が点検を行うこと。
- (3) 発電設備に異常をきたすような落雷・洪水・暴風・豪雪等の発生が予想される場合には、事前の点検等を行うように努めること。
- (4) 発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、自治体及び地域住民へ速やかにその旨連絡するように努めること。また、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じるように努めること。被害が発生し損害賠償責任を負う場合には、適切かつ誠実な対応を行うように努めること。
- (5) 事故が発生した場合、電気関係報告規則、消費生活用製品安全法(以下「消安法」という。)の定めに従い、事故報告を行うこと。

⑤ 地域への配慮

- (1) 事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認するように努めること。
- (2) 太陽光発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。
- (3) 監視カメラ設置していることで第三者の侵入があった場合、これを確認できるような措置を講ずるように努めること。

3. 事業持続するための保証

- ① 当発電所は財産保険および利益補償保険を加入している。万が一の場合は速やかに事業継続のため、復旧工事や補填を実施される。

財物保険： 三井住友海上開催保険株式会社

利益保険： あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

4. FIT期間終了後の対応

- ① 設備を更新し、発電事業を継続する

FIT 法に基づく調達期間終了後も、地権者様との合意や電力会社との協議により設備を更新し、発電事業を継続し、自然電力の創出を引き続き務めることを努力する。

- ② 設備の撤去、リサイクル

(1) 事業を終了した太陽光発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行う。

(2) 事業終了後の太陽光発電設備の管理に際し、感電防止の観点から、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じるように努めること。

(3) 太陽光発電設備の撤去及び廃棄を自ら行う場合、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、適切な産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等による処理を行うこと。

(4) 太陽光発電設備の廃棄を含む撤去(解体工事)を発注する場合、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定の遵守は、直接当該解体工事を請け負う排出事業者の義務となるが、発注先の排出事業者において、適切な産業廃棄物の処理体制が構築されていることをあらかじめ確認するように努めること。また、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めるとともに廃棄物処理の条件を明示すること。

(5) 太陽光発電設備の撤去及び処分を自ら行う場合、発電設備の分別解体等に伴って生じた特定建設資材について、建設リサイクル法に基づき、再資源化等を行うとともに、廃棄物処理法上の排出事業者として課された義務を遵守すること。

(6) 太陽光発電設備を撤去及び処分する場合、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照するように努めること。